

平成27年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成27年12月21日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第71号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

第72号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例等の一部改正について

第73号議案 幸田町税条例等の一部改正について

第74号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第75号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）

第76号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）

第77号議案 岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について

第78号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

第79号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び改善処遇の実現」を求める陳情書

陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書

日程第3 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君

健康福祉部長	大澤 正 君	環境経済部長	清水 宏 君
建設部長	近藤 学 君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林 敏 幸 君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君	環境経済部次長兼 水道課長	伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長	本田 稔 君	会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成27年12月14日開催の福祉産業建設委員会及び12月15日開催の総務教育委員会において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者20名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 稲吉照夫君、4番 鈴木重一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第71号議案から第79号議案までの9件と、陳情第10号から陳情第13号までの4件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

平成27年12月21日

議長 浅井武光様

委員長 志賀恒男

平成27年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第71号 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第72号 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例等の一部改正について。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第73号 幸田町税条例等の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第74号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。地方公務員等共済組合方施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第75号 指定管理者の指定について（ハッピネス・ヒル・幸田）。ハッピネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第78号 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出10款、15款、50款、55款、第2条第2表（ハッピネス・ヒル・管理者指定管理料に要する経費の項）。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君、幸田指定というのが抜けております。

○6番（志賀恒男君） 失礼しました。（ハッピネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費の項）。第1条、歳入全部666万7,000円追加、歳出、10款、議会費55万円追加、15款、総務費846万5,000円減額、50款、消防費290万円追加、55款、教育費450万円追加、第2条、債務負担行為16億2,500万円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

- 議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設常任委員長の報告を求めます。
5番、杉浦あきら君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

- 5番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成27年12月21日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成27年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第76号 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）。幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。

- 議長（浅井武光君） もう一度言ってください。

- 5番（杉浦あきら君） 管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第77号 岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について。地方自治法第244条の3第3項の規定により必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第78号 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出20款、25款、35款、45款、第2条第2表（ハッピーネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費の項を除く）。第1条、歳出、20款、民生費1,535万円減額、25款、衛生費170万円追加、35款、農林水産業費1,303万2,000円追加、45款、土木費780万円追加、第2条、債務負担行為4億3,715万1,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第79号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳入歳出330万円追加。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。国、愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。国に対し、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書。国に対し、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書。愛知県に対し、愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務教育常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幾つかありますが、まず、第79号議案の集排の補正予算にかかわっては賛成多数という形になっております。その反対理由はどのような内容なのか、説明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 第79号議案でございますけれども、意見は特に委員会では出ませんでした。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 意見なく無言で反対をされたという理解でいいかというふうに思います。もしそういう私の理解が間違いであればまた正していただきたいと思います。

次に、第76号、77号、78号、いずれも関連をしております。そうしたことも含めて一括でやる部分と単独でやる部分、それぞれわかりますけれども、まず、第76号議案の指定管理者、生きがいセンターと高齢者プラザの関係ですが、この関係につきましては、本会議の中でも若干の質疑がございましたけれども、消費税が5%で昨年4月1日から8%に引き上げられたわけですが、現在の指定管理料はこの8%分が算定されているのかどうなのか。さらにまた、来年、再来年の4月からは消費税が8%から10%にアップされるわけですが、5年間の指定管理期間の中におけるこの増税対応の関係は委員会ではどういうふうに審議されたのか、2点について答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） その点でございますが、経費の伸びは検討してあるということでございます。特に、その点で、両方で協議して5年分の必要額を見込んで今回の結果になったということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 経費の増については検討だ、算定だよと、両方受けとめるかと思いますが、要は、増税はもう明らかでという中で、増税になったら協議しましょうよという点でいけば、委員会として当局のそういう出たところ勝負という当局の姿勢、答弁につ

いて委員会でどういう審議がされたのかということと、もう一つは、先ほど申し上げたように、5%から8%に増税をされた、その影響額については、昨年4月からこの5年間の任期が始まります、来年、再来年の年度まで8%のままであります。したがって、その間のいわゆる指定期間が終わるその時点と指定期間が始まる、その件については具体的にどういう金額が算定されているのかどうなのか、そこら辺について説明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 当委員会においては、8%から10%になるときの額がこれだけとか、そういう細かいことは全然討議はされておりません。ただ、先ほど言いましたように、5年分の経費を両者で見込んで協議しておりますので、当然、その中には8%から10%に上がるということはわかっておりますので、それを酌んで検討したというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが思うか思わないかはあなたの勝手。私は、あなたが報告をした本会議で、委員会の結果を委員長として報告された、そこに私はこう思う、私はこう思わないという、私見を挟む、私はこうじゃないか、だったら委員会の審議結果の報告なんか要らないんです。個々がそれぞれ議論すればいい。しかし、あなたは委員長。委員長であったときに自分の私見を交えて、こうであつたらうなんていう勝手な解釈で答弁されては、聞く側としては混乱が起きるわけでありまして。したがって、今、言われた中で、一番気になるのは8%から10%に増税された、そんなことは細かいことだ。そういう議論があつたということですよ。そんなことは細かいことだと。細かいことだから、委員会の中での質疑はございませんでしたよという理屈になります。しかし、それが細かいか大まかいかというのはまさにあなたの感覚。あなたの感覚で8%から10%になったことが細かいことだと、そんなちまちまちましたことを聞くなということにつながるわけ。そういう認識で説明、答弁をされたということについてはやはり問題だろうなということと、もう一つは、それはもう両者で協議して見込んであるんだという話である。じゃあ、見込んだ内容はどのような内容だ、あわせて答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） そういう話は委員会では出ませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 委員長の委員長報告に対する質疑、質疑に対する説明が不十分だったと、そういう指摘をしたら、何も開き直ってけつをまくるような、そういう弁をされる、それはいかがなものか。十分、不十分委員会でやったかないか、それはいいでしょう。しかし、そのことについてどうなった、そんなことあらへんなんていう、そういう乱暴な言質をされる。これはまさにいかがなものか。委員長としてふさわしい対応かどうか、ここら辺はやっぱり十分議論をこれから深めていただく、私はまた深めていくつ

もりであります。

次に、第77号の岡崎市こども発達センターの幸田町の住民利用についてであります。議案書の24ページ、つまり最後のページになりますが、その中で触れられている内容は、2番として経費の負担、その負担の関係は、岡崎市長が幸田町長と協議して定めるということになっています。岡崎市長がという点でいきますと、このこども発達センターについては、共同で負担をして共同で運営しましょうよという施設設立と施設運営の基本があります。そうしたときに、岡崎市長がという点でいきますと、どちらにイニシアティブがあるのか。どちらに主導権があるのかという点でいきますと、まさに岡崎市長が幸田町と話をするという点でいくと、私はそこに主従の関係があるかなというふうに思うわけですが、それは私の受けとめ方ということを申し上げておきますが、経費の負担は岡崎市長が幸田町長と協議して決める、それはまさに白紙委任でしょう。白紙委任に対して委員会ではどういう指摘がされたのか、こういうことであります。

そして、資料のほうの関係でいきますと、年明けには、岡崎市と幸田町で事業協約提携をする、こういうふうにもうたってあります。そうしますと、この白紙委任というものの内容は極めて大きい内容を持ってある。そうしたときに、町長、好きなようにやってくれと、フリーハンドだよという形の中で委員会がオーケーを出されたのかと。ちょっと待てと。消防指令の共同化の関係で、岡崎市にいいように込められて、火だるま、やけどしたと。町長は開き直って、俺は切腹する覚悟はあるんだとっていまだに切腹せんで頑張っておられる。しかし、今回、これでいけば、白紙委任です。白紙委任についてどういう議論がされたのか。事の経過からいけばまさに不平等だと、不平等の協約じゃないでしょうか、こういうものであります。この白紙委任にかかわるいわゆる経費の負担は岡崎市長が幸田町長と協議して決めると、この点についてはどういう議論がされましたか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） その件に関しては、委員会では話題は出ませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大変物わかりのいい委員会だなというふうに思うわけです。通常からいったら、9月議会でどういう経験をしてきたのか、私どもが。議会として岡崎が幸田町にへ理屈、は理屈、そして、はったりをかけて2億7,662万円余りの債務負担を岡崎市の一般会計に組み入れるよと。今回のこども発達センターも結局一緒でしょう。3億9,745万1,000円、この債務負担額が岡崎市の一般会計に計上をされて、岡崎市の監査委員の監査によって行われる、こういう内容であります。そうしたときに、いや、議論もなしだと、いや、こども発達センターは待たれていた施設だからそんなこと一々言わないよと。これはまさに木を見て森を見ず。こども発達センターの施設を整備し運営していく、そのことは関係者が一日も早く実現してほしいとって待たれている施設であります。私も同一の考え方です。だからといって不平等条約や、あるいは、消防指令と一緒に、3億9,000万円余りが岡崎市の一般会計に計上されて、岡崎市の監査委員によって監査されると、こういうことに対しては、委員会です

んな話は一言もなかったということでもあります。私の感覚でいうと、若干問題があるかもしれませんが、福祉産業建設委員8名、その中にはそうそうたるメンバーがお見えであります。そうしたときに、一言もなかったという点でいきますといかがなものかなというふうに思います。

それとあわせて、こども発達センターについては、その建設はPFIで行うということですが、このPFIにかかわって、幸田町は当然3億9,000万円からの債務負担をしてかかわっていくわけでありますから、その設計や業者の選定、これについて幸田町はどういうかわりを持ってきたのか。あるいは、今後、どういうかわりを持っていくのか、委員会でそういう御指摘はありましたかどうか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 今回の委員会においては、PFIによる建設の話題は一切ありませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ないない尽くしは何がない、一切議論をせずと、こういうことですよ。そうしたときに、いわゆる待たれている施設だから、少々無理難題があっても幸田町が蚊帳の外でありながら金だけは出すと、金は出せよ、口は出すなど、こういう岡崎市のやり方に対して、委員会として一言もなかったという点からいきますと極めて残念だというふうに思います。

それと、もう一つは、先ほども指摘をしましたけれども、岡崎市長が幸田町長と協議して定める、こういうことで議論はなかったということではありますが、少なくとも、この協議に臨むに当たって、たとえ白紙委任の内容であったとしても、町長がどういう認識でおるのか。岡崎市と協議するに当たっての町長のスタンス、政策、そういうものについてはどういう内容であったのかどうなのか、改めて答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） その件も当委員会においては議題には出ておりませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたことも含めて、この関係からいきますと、白紙委任ですが、要は岡崎との消防指令の関係でいきますと、債務負担した金額については岡崎市の一般会計に計上して処理をしますよという規約があります。その内容については、今回の関係からいけば、年明けにも町長と市長が相協議してという形になっておるわけです。そうした点でまさにどういう取り組みをしているのか。そして、既に決まっていることについても議会の中に明らかにしてこない。それは、9月議会でやけどをした、あつものに懲りてなますを吹く、こういうたえではないですけども、まさに幸田町長が議会に対して隠蔽工作をしたと、既にそういうことが明らかでありながら、これを明らかにするとまたやけどして切腹を何回でもやらないかと。こういう事態を想定をされたかどうかは知りません。しかし、議会の中に当然、説明すべき内容が説明をされていない、つまり、寄らしむべし、こういうことで寄ってらっしゃい、寄ってらっしゃいとし

て人を集めても説明はしない。そういう内容について、まさにこども発達センターの関係からいけば、議会に対する町長の対応姿勢というのが厳しく問われるわけですが、この件についてはどういう議論がなされたのかどうなのか、改めて説明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 当日の委員会においては、そういう町長の考え方とか、そういう意見は一切出ませんでした。

以上です。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、上程議案9件と陳情4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第75号議案 指定管理者の指定について、ハピネス・ヒル・幸田についてであります。

次に、第78号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、ハピネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理に要する経費、債務負担行為の補正について反対の立場から討論をしてみたい。

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で指定管理者の指定をするものでありますが、その中で、図書館については指定管理になじまないもので直営に戻すべきであり、反対するものであります。

指定管理者制度は、経費削減、人件費の削減が大きな目的であります。指定管理者となった事業者は、自治体からの指定管理料の範囲で経費、人件費を賄わなければならない、職員の人件費が切り詰められ、非正規、ワーキングプアを生み出すものであります。

また、図書館は、資料を収集、保存して、無料で町民に提供することや利用者の秘密を守ることが原則であります。教育施設としての町立図書館は、貸し出し業務だけでなく、専門の司書配置などによって貴重な郷土史研究資料などの要望にも応えられなければなりません。町民会館や町民プールなど営業収益事業とは違い、無料で住民サービスの提供を行うなど、効率を優先させるものではなく指定管理者制度になじまない指摘するものであります。よって、指定管理から外し直営に戻すべきと主張し反対するものであります。

次に、第79号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、消費税増税によって補正するものであります。5%から8%への増税の影響は住民生活にとってはかり知れないもので、負担増を押しつけるものであり、消費税増税を盛り込んだ補正予算に対して反対するものであります。

以上であります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情4件について、委員長報告は不採択であります。採択を求めるため、賛成の立場から討論を行います。

陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。愛知自治体キャラバン実行委員会は、県内の全ての自治体を訪問し、医療、福祉、介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に対し意見書の提出を求めて要請する行動でことは36年目となります。要請項目はその時々重点課題を陳情書としてまとめて提出しており、これまで中学校卒業までの医療費無料制度、福祉給付金の現物給付、自動払い、高齢者用肺炎球菌ワクチン助成、高齢者への配食サービスの充実など、要望事項の拡大など前進させてきました。

今回の陳情は、介護保険制度と介護報酬の改定などで後退をし、住民負担、介護の取り上げなど社会保障の解約が進められ格差が拡大をしており、住民の生活を改善し充実させていくことが待ったなしであるからであります。安倍政権は、1億層活躍社会を目指す緊急対策で、介護サービスの整備計画を2020年までに50万人分以上に拡大すると打ち出し、介護離職ゼロにしていますが、介護報酬の引き下げや施設からの追い出し、2割負担の対象拡大、生活援助サービスの見直しなど、一層のサービス削減が検討されております。

陳情項目は多岐にわたり幸田町で実現されているものもありますが、社会保障と福祉の充実を進めるため、陳情にありますように、国や県に対し充実を求めるため意見書の提出を求めて賛成の立場を明らかにするものであります。

次に、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書であります。厚労省は、2016年度、診療報酬改定に向け、看護体制が最も手厚い7対1病床、患者7人に看護師1人を重症患者に絞るなど、患者追い出しに拍車をかけていく考えを中央社会保険医療協議会に示しました。

しかし、病気になったときに、安心して医療にかかることができるようにしていくことこそ求められるものであり、安全・安心の医療・介護を実現していくためには、医師、看護師、介護職員をふやすことにほかなりません。日本の医療現場は既に診療報酬を削減、抑制する政治が長年続くことで疲弊を深め、患者に十分な医療を提供できない事態まで起きています。地域の医療機関の体制縮小、撤退、診療科の閉鎖などで被害を受けるのは住民であります。医療の充実を求めるためにも陳情を採択し、国に対し意見を提出すべきであります。

陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書であります。介護施設は、既に慢性的な職員不足となっております。そのため、施設の閉鎖や受け入れを制限するなど、利用者にとっては利用したくても利用できない状況も出ています。このように、介護従事者の不足は深刻であり、国が責任を持って解決、改善に向けるべきであります。

介護職員の給与は、厚労省の調査でも明らかになっているように、全労働者の平均より月に10万円も低い給与水準であり、3K職場といわれるように離職率の高い職種と

なっております。政府は、4月の介護報酬改定で介護職員の安定的な確保として、介護職員処遇改善加算を増額しましたが、実態は、処遇改善加算を取得するには、賃金改善とそれに伴う法定福利費の増額も含め、加算をとる前より平均2.7万円賃金を引き上げなければならないという不合理な仕組みであり、事業所は、基本報酬が大幅に削減され経営危機に陥るなど、賃上げさえできない事業所も生まれているのが実態であります。

このように、介護施設、介護従事者の環境改善は切実であります。高齢者の増加に伴い、安心できる介護体制の確立のためにも、国の責任によって改善すべきと意見書の提出を求めるものであります。

陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書であります。全国各地の医療、介護の受け入れ能力を見通すため、日本創成会議が試算した医療、介護余力レベルで、県内では西三河地方の2次医療圏3地域が将来的に全国最低レベルになる見通しが明らかになりました。

また、愛知県の看護職員は、人口10万人対比で全国42位と少ない実態であります。愛知県議会では、看護職員の確保対策の充実を求めて国に意見書を提出をするなど、事態は深刻であり、看護職員の過重労働の改善もしなければなりません。このため、県に対して医師、看護師、介護職員の大幅増員を求め、安心して医療が受けられる体制づくりを求める意見書を提出すべきと求め討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について、順次討論をさせていただきます。

議案番号75 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）、議案番号76 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者プラザ）、議案番号77 岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について、議案番号78 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、以上4件を一括して討論をさせていただきます。

文振協とシルバーにかかわる指定管理料に算定をされている消費税は何と5%のままです。昨年4月に消費税税率が5%から8%に増税されても、我関せずで5%のままです。さらにこの議案における指定管理料の算定の消費税率は何と5%のままです。つまり、再来年、2017年4月から消費税率が8%から10%に増税をされても、一切無視して5%のまま据え置くという理解しがたい指定管理料の算定です。5%から2倍の10%になってもこれを無視し、増税負担を文振協とシルバーに押しつけ強制するものであります。どうしてこんなことがまかり通るのか、また、まかり通らせようとするのか。まさに、大須賀町長の法制執務を真面目に誠実に実行せず、我こそ全知全能なりという感覚と認識にこり固まっていることを証明するものであります。このような無手勝手をまかり通らせようというものであります。

日本は法治国家であります。私の好きな言葉ではありませんけれども、悪法も法なり

であります。消費増税に反対だとか、気に入らないからとして増税対応しないというのが大須賀町長の指定管理料の額の算定方法であります。

このような町政をまかり通らせるならば、例えば、私は、国保税の増税に反対をする、反対しても国保税増税が決められても増税分は支払わず、滞納することもまかり通らせる、こういう認識ではないでしょうか。増税分の国保税を滞納すれば、保険証は強制的に短期保険証に切りかえますよね。しかし、大須賀町政、短期保険証の切りかえなどをもってのほかだと、増税がけしからんからと増税前の国保税の支払いで十分だというたわ言の類いであります。

世間にはまともに通用しないたわ言を主張して指定管理料を算定し、文振協とシルバーに押しつけるものであります。法治国家における自治体の責任と義務、それは税法における増税負担が生まれれば、直ちに増税負担に相当する指定管理料を滞滞なく文振協とシルバーに支払うべきものであります。

その一方で、町民会館の中の施設の目的外使用について、カメラとか、自動販売機などについては施設の目的外使用料を徴収していながら、女性の会が運営をするブライダル、貸し衣装展示室の目的外使用施設にはその使用料を徴収をしない。徴収をしないばかりか、今年度、女性の会への補助金100万円の補助金を復活をさせました。目的外使用料を徴収をしないとする町長が示す政策であれば、目的外使用料に相当する費用を文振協に支払って当たり前であります。これが物事の道理であります。このような無手勝手流町長のやり方はまさに天に向かって唾するたとえであります。消費税増税対応で8%は直ちに対応をし、10%は増税負担額を加算をして指定管理料の増額修正、議会に提案すべきであります。

文化、芸術、教養を高めることは収益事業ではございません。貸し館で収益を上げることより、自主事業を旺盛にし、町民を巻き込んで事業展開を果たすべきであります。行政はそれを支援をすべきであります。

2010年12月28日、総務省通知は指定管理者制度についてこのような通知をしております。公共施設の指定管理者制度は、サービスの水準確保が目的である。価格競争による入札とは異なるものだ、こういう指摘がございます。本会議質疑でも入札をなぜ実施しないのか、こういう指摘もございました。まさに人件費も安くせよというものであります。そして、この総務省の通知は、自治体が直営をしていたときに比べて賃金を安くすることを強く戒めております。

一時期、町民会館を初めとした施設管理に当たる文振協の労働法制を無視した無法地帯のような働かせ方が追求をされ、労働基準局が是正指導に入りました。指定管理者制度のもとで人件費を削減することが目的であるかのように認識がまかり通り、そのことによってサービスが低下をし、ワーキングプアといわれる状況に置かれる、つまり、働く貧困層を生み出した、事実経過のもとで、今後5年間の指定管理期間が必要にして十分な管理料が負担をされているかどうか疑問を持ち、懸念のあるところであります。

こども発達センターの施設形成、整備、町民利用は必要なことであります。関係町民の間で強く待たれていることであります。施設建設と整備に反対をするどころか、一日も早いその実現を求めるものであります。だがしかし、建設費の経費負担は、議案にあ

りますように白紙委任を議会に求めるものであります。白紙委任の危険性は、既に岡崎市との消防指令の共同化と共同運用の規約でその実態があらわにされましたように、どこまでも岡崎市のへ理屈とは理屈、そして、大須賀町長が最も得意とするはったりを岡崎市に使われ、大須賀町長はあっさりと屈服をする。岡崎市の言うがまま、なすがままに過大な負担を押しつけられても岡崎市の言い分をうのみにして、岡崎市の言い分には正当性がある、利があると、こういうへ理屈で応分以上の負担をする。債務負担3億9,745万1,000円。合理的で説得的な説明ができない過大な負担額であります。他市町との負担のあり方、それは対等、平等で人口比が原則であります。その原則を貫くことさえ投げ捨てるばかりか、市町が共同で施設建設し、施設運営する発達センターでありながら、幸田町はその施設を使用するに当たって使わせていただく、こういう言葉が何の疑念も抱かずに平然と繰り返される。まさにそれはへりくだった認識と感覚が骨の髄までしみついている。このことが岡崎市にとってはまさに好都合で願ってもない、幸田町は御しやすいという受けとめ方をさせるものであります。また、そのような岡崎市の対応があるわけです。

私は、総務教育委員協議会で、岡崎市は対外的な問題などは市長公室と企画部が中心になり、関係部局と協議を重ね理論武装してことに当たることを対処している。幸田町も企画部が関係部局と協議をし、理論武装して対外的な課題に対処すべきだと提起をしまいでまいりました。しかし、町長はその必要はない、全ての場面で私が指示をしている、このような答弁でありました。町長が全ての場面で事前に指示をしているか、それは疑問を持つものであります。事後報告、担当部局をこきおろしているのが実態ではないでしょうか。よしんば、事前に指示をしていたとしても、理論武装もなく丸腰で事に当たり、岡崎市に丸裸にされてあつけなく屈服しているのが今日までの大須賀町長と大須賀町政の事実経過ではないでしょうか。

その例が岡崎消防指令の共同化であります。丸腰で理論武装もせず、担当者任せで岡崎市との協議であつけなく岡崎市に屈服した町長を批判をし追求されたことに町長は逆上し、逆切れして私は切腹する覚悟があるなどと開き直り、はったり答弁をされたのが9月議会の町長答弁であります。町長はいまだに切腹をされず健全であります。

指定管理の2議案と債務負担額には消費税増税分が見込まれておりません。何と5%のままであります。増税に直ちに対応すべきであります。こども発達センターの経費負担を白紙委任をするばかりか、その債務負担額3億9,745万1,000円は、岡崎市のへ理屈とは理屈、はったり屈服し、必要以上の負担を背負い込む、自治体間の原則である対等、平等な関係をないがしろにし、経費負担の原則である人口比率を無視し過大な負担を押しつけられている議案であります。このような内容を持つ4議案に賛成できないことは当然であります。自立した自治体としての立場をしっかりと、政策もしっかりと確立すべきであることを主張し、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なし認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時09分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

これより、上程議案9件と陳情4件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第71号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第71号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第72号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第72号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第73号議案 幸田町税条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第73号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第74号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第74号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第75号議案 指定管理者の指定について（ハピネス・ヒル・幸田）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第75号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第76号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第76号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第77号議案 岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第77号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第78号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第78号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第79号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第79号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、防災・減災対策特別委員会委員長及び幸田三ヶ根駅前整備特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成27年12月1日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時24分

○議長(浅井武光君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成27年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月1日から本日までの21日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始、熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたこと、心から感謝、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

ここで2点ほど御報告と御案内を申し上げます。

まず1点でございますが、先月11月28日に東京工業大学で開われました第6回全国少年少女チャレンジ創造コンテストにおいて、幸田町少年少女発明クラブに所属する、豊坂小学校6年生と幸田小学校1名、3名のチームが幸田町の自然、工業、未来を表現した3台の山車で構成された、自然と工業が調和する未来の幸田町という地元を紹介するからくりパフォーマンスカーで見事銀賞に当たる日本弁理士会長賞に輝きました。これは今、1階の玄関のところに展示してございますので、ぜひ見ていただければと思っております。これで幸田町少年少女発明クラブの入賞は、3年連続3度目となったわけでございます。これから幸田町の未来を背負っていく子どもたちに大きな期待が持てるものでございます。

次に、もう一点でございますが、新春のイベントなどの関係でございます。

年明けの1月9日土曜日には、幸田町消防出初め式、翌日の1月10日日曜日には、

第19回こうた凧揚げまつり、また、その翌日の1月11日月曜日の成人の日には、第68回幸田町成人式を、また、1月24日日曜日には、第38回幸田町新春駅伝・ファミリージョギング大会を開催いたします。年明けからイベントなど、めじろ押しでございますが、ぜひ御出席いただければ幸いです。

ことしも残すところあとわずかでございます。ことしは、例年に比べて暖かい日が多く、年末年始にかけて比較的暖かいという予報のようでございますけれども、とはいえ年末年始を迎えるわけでございますので、議員各位におかれましては、時節柄、御自愛いただき、新しく迎える年が幸田町と皆様にとりまして明るいよい年でありますよう、御祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

理事者各位には、成立しました各議案の執行に当たっては、適切なる運用されますよう、お願いをいたします。

これにて散会といたします。

大変、御苦勞さまでした。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年12月21日

議 長

議 員

議 員